

2021-7 税務・労務・法務情報

Top Withholding Agent指定について

Revenue Memorandum Circular 2021-88

あらゆる取引について源泉徴収義務を課すという、とんでもないルール(悪法)なのですが、今年度の新規指定及び指定解除が公表されました。それぞれ自社の取り扱いについて確認する必要があります。

以下の手順にて確認の上、指定されている場合は、源泉徴収を開始して下さい。

本件については、すでに御社ナショナルスタッフ宛にアドバイス差し上げておりますが、日本人駐在員も必ずダブルチェックして下さい。見逃すと将来の高額ペナルティーの対象となってしまいます。

1. BIRホームページ以下からアクセスして下さい。

Top Withholding Agents – Bureau of Internal Revenue (bir.gov.ph)

2. 2021年7月16日付けリストを選択

Additional List of Top Withholding Agents Published on July 16, 2021 – Bureau of Internal Revenue (bir.gov.ph)

3. 法人 (non individual)を選択

BIR List of Additional Withholding Agents – Non-Individual (Published – July 16, 2021) – Bureau of Internal Revenue

このページでは、RDO毎に対象企業リストが掲載されています。

4. 指定解除リストを選択

BIR List of Delisted Withholding Agents – Non-Individual (Published – July 16, 2021) – Bureau of Internal Revenue

今回指定解除となった企業リストが掲載されています。RDO毎になっていますので、ご確認下さい。

源泉徴収税率

物品の購入:1%

役務の提供:2%

今回指定された場合は、2021年8月1日からの実施となっています。

取引業者に対して、御社がTWAに指定された旨、源泉徴収を開始する通知を行って下さい。

取引先からTWA指定の根拠提示を求められた場合は、BIRウェブサイトのリスト提示で十分かと考えますが、RDOにTWA指定証明書の発給を申請することも可能ですので、適宜対応下さい。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)